

自治会規約

保存版

次回発行まで大切に保管ください

平成30年4月

(改定：平成29年12月)

湘南ライフタウン
B地区茅ヶ崎自治会

目 次

自治会規約	2
<付 則>	5
湘南ライフタウンB地区自治会連絡協議会運営規則	9
集会所運営・使用規程	10
集会所のあり方検討委員会（仮称）	13
弔事規程	14
自治会自主防災隊規程	15
市境界対策委員会規程	19
文書保管規程	20
湘南ライフタウン堤地区建築協定書	22
建築協定運営要綱	25
協定区域地番表	26
B地区茅ヶ崎自治会街区図	27

自治会規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会と称し、事務所を当該区域内に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は、末尾添付の別表(地図)に示す区域に居住する者で組織するものとする。

(会 員)

第 3 条 本会は、前条の区域内に居住する世帯主または、不在地主等これに準ずる者を会員とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は区域外居住者の入会はこれを妨げない。

(目 的)

第 4 条 本会は、民主主義の精神にもとづき、共同生活を通じて地域住民の親睦並びに、共同福祉の増進を図ることを目的とする。

第 2 章 事 業 お よ び 役 員

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の部を置き各種事業運営を行う。

- | | |
|----------|--|
| (1)総務部 | 総会、役員会等の開催、集会場の維持管理運営、その他の部に属さない事項に関すること |
| (2)環境衛生部 | ゴミ処理、公園の清掃、交通安全、建築協定の運営等、環境衛生に関すること |
| (3)防災部 | 防犯灯、道路照明灯の維持管理、防災・防火・防犯に関すること |
| (4)広報部 | 広報活動に関すること |
| (5)体育部 | 体育、スポーツ活動支援、地域体育事業に関すること |
| (6)福祉文化部 | 地域および自治会福祉活動、及び文化活動支援に関すること |

(組織及び事業運営委員)

第 6 条 本会には各街区代表からなる役員を置く。

又、役員は前条事業運営のため事業運営委員を兼務する。

- | | |
|---------|-------|
| (1)会 長 | 1名 |
| (2)副会長 | 2～4名 |
| (3)会 計 | 2名 |
| (4)会計監査 | 1名 |
| (5)部 長 | 各部1名 |
| (6)部 員 | 各部若干名 |

2. 会長は、会を代表し会務を総括する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
さらに、必要に応じ2～4名の範囲内でその人数を決めることができる。

4. 会計は、会計、出納事務を担当し、総会に於いて年度会計報告を行う。

- 又、前半期終了後、役員会において半期会計報告を行う。
5. 会計監査は、会計を監査し、総会において監査結果を報告する。
 6. 部長は、部を総括し、部の円滑な業務遂行に努める。
部長がやむを得ない事情で、以後の活動に支障を来たすときには、部内の部員から選出し、役員会の承認を得る。
 7. 役員は街区を代表する。街区全員の意向を把握し、本会の組織と事業に反映させるとともに、本会の決定事項を街区全員に伝達し、徹底する。
任期中に欠員が生じたときは、当該街区から速やかに選出する。
会長が選出された街区では、必要に応じ当該街区から街区代表を1名追加できる。

(役員並びに事業運営委員の任期)

- 第7条 役員並びに事業運営委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
2. 補充により、選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

- 第8条 役員並びに事業運営委員に、規約に違反し、あるいは役員の体面を汚す行為のあったときは、総会の決議により解任することができる。

第 3 章 会 議

(総 会)

- 第9条 総会は、本会の最高決議機関とし、議長及び書記（2名）は、それぞれ、総務部長及び総務部員がその任にあたる。
2. 通常、総会は年1回、会計年度終了後、1ヶ月以内に会長が召集する。
 3. 臨時総会は、次の場合に会長が召集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の3分の1以上の要求があったとき（1ヶ月以内に）
 - (3) 役員会の決議があったとき（1ヶ月以内に）
 4. 総会は、次の事項を決議決定する。
 - (1) 予算の決定および決算の承認
 - (2) 規約各条文の改廃、及び規約に基づく規程類の制定、改廃
 - (3) その他、本会の運営に関する重要な事項
 5. 総会は、各戸1名をもって構成し、全会員の3分の2以上の出席を要する。
ただし、やむを得ないときは委任状をもって出席にかえることができる。
 6. 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。

(役員会)

- 第10条 役員会は会長、副会長、各部長、各部員による事業運営委員により構成される。
2. 役員会は、各部事業の企画立案を行い、その他本会の運営に関すること決定する。
 3. 役員会は、総会の付議事項のほか、本会のほか運営上、重要な事項を審議決定する。
 4. 役員会は、会長が2ヶ月に1回以上召集する。
 5. 会長は役員3分の1以上の要請があったときは、10日以内に役員会を召集しなければならない。
 6. 役員会の委員には、その日常活動における通信・交通および調査実費として活動補償費を支給する。

(その他)

第 11 条 役員会の成立定足数および議決は、第 9 条第 5 項および第 6 条を準用する。

第 4 章 投 票

(投票権)

第 12 条 総会又は役員会の決定により、自治会の重要事項を決定するに当たり、全員投票を行うことができる。

- (1) 投票権は、第 16 条に定める会費納入世帯を単位として 1 票とする。
- (2) 投票の成立は、会員の 3 分の 2 以上を有効投票数として、投票の決定はその過半数以上とする。過半数に満たないときは上位 2 案件の決選投票を行う。投票成立のためには過半数以上を必要とする。

第 5 章 選 挙

(選挙管理委員会)

第 13 条 選挙管理委員会は、副会長による選挙管理委員長の指名と役員会の推薦・承認により決定された選挙管理委員によって構成される。

2. 選挙管理委員会は、選挙終了までの事務手続きの管理運営に当たる。

(事業運営委員の選出)

第 14 条 役員は各街区より選出され、街区を代表する。原則として輪番で選出される。役員の中から会長・副会長・会計・会計監査・各部長、各部長が、選挙管理委員会及び「事業運営委員選出内規」によって選出され、総会に於いて信任を得る。ただし、本規定第 3 条に定める会員は、会長・副会長・総務部長に立候補することができる。

第 6 章 財 政 そ の 他

(財 政)

第 15 条 本会の財政は、会費、行政からの補助金・交付金・手数料・事務費・委託報酬金及びその他の寄付金・収益により賄う。

(会 費)

第 16 条 本会の会費は、1 世帯当たり月額 300 円とし、年に 1 回役員に納入し、役員は速やかに会計にそれを納入する。

2. 新人会員の会費は、10 日以降の転入に限り半額とし、即時納入する。
3. 所有名義変更の新入居者は速やかに入会金 5,000 円を納入する。入会金は返戻しない。
4. 退会する会員の会費は 9 日以前の転出はその月を無料とし、会計年度末までの残月前払い金は払い戻す。ただし退会届の提出を前提とする。

(会費の臨時徴収)

第 17 条 役員会は、その必要をみとめたとき、臨時会費の徴収を決定することができる。その場合、必要とする理由を会員に周知させなければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(特別勘定)

第19条 緊急事態積立金は、自治会集会所の補修、改装ならびに建て替えおよび災害などの準備基金として、自治会結成資金、集会所建設基金とともに、特別勘定として分離管理するものとする。

<付 則>

第1条 この規約は、昭和53年3月26日以降、発効するものとする。

第2条 本会の所在する湘南ライフタウンB地区は、現在行政界が藤沢市域と茅ヶ崎市域とに分かれていることから、現況の行政界に応じて「湘南ライフタウンB地区藤沢自治会」「湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会」(以下「両自治会」という。)をそれぞれの所在する市へ届け出るが、B地区内共用付属施設が共通なことなどから、両自治会の運営に当たり、両自治会に関連する事項等については、「湘南ライフタウンB地区自治会連絡協議会」(以下「本協議会」という。)を設け協議の上運営するものとする。

第3条 前条に定める本協議会の運営等に関する事項は、別に定める「湘南ライフタウンB地区自治会連絡協議会運営規則」、「集会所のあり方検討委員会(仮称)」に定めるものとする。

(解釈例規)

第4条 規約の解釈・運用をスムーズにするため、「解釈例規」を定める。

2. 解釈例規は、役員会により設定・補充・削除することができる。

3. 役員会は、本例規を保全・管理する。

(1) 規約第3条—单身下宿、間借りしている人への対応

学生、社会人の方で下宿、アパート等へ入居されている場合の会員及び会費の取扱いについては次のとおりとする。

	学 生	社 会 人
自治会入会	本人の自由意志	
自治会入会の意思ある人 ・ 会費 ・ 自治会サービス	入会金 <u>不要</u> 会費のみ 市広報類 (回覧物は無理)	入会金 <u>必要</u> 会費 <u>必要</u> 市広報類 (回覧物は無理)
自治会活動	本人の自由意思	
ゴミ、環境関係	本人、大家さんを通じて約束事を徹底する	

(2) 規約第5条—(6) 福祉文化部は、自治会に登録されている同好会(サークル)活動を支援する。

(3) 規約第14条—事業運営委員の選出について

事業運営委員の選出にあたっては、本人の申立てにより、次の事項を配慮し、会長、副会長、総務部長、及び各部長、会計及び会計監査を免除できる。

- ①会員が75歳以上で20歳以上の自治会活動が出来る家族が不在の時。
- ②会員又は家族の健康上（病気、怪我等）の理由で業務遂行が出来ないとき。

（事業運営委員選出内規）

第5条 事業運営委員の選出を公正に行うため「事業運営委員選出内規」を設ける。

2. 事業運営委員の選出内規は、役員会により設定・補充・削除することができる。
3. 役員会は、本内規を保全・管理する。

（1）選出の順序

- ①会長、副会長、総務部長 ②会計、会計監査 ③各部長・部員の順序で選出を行う。

（2）会長、副会長、総務部長の選出

- ①会長、副会長、総務部長の立候補者が定員内の場合は会長、副会長、総務部長とする。

- ②会長、副会長、総務部長のそれぞれの立候補者が定員を超えた場合は、話し合いにより決定する。話し合いが不調の場合は抽選により決定する。

- ③会長、副会長、総務部長の立候補者が4名に満たない場合は、当日出席の新年度役員の推薦により選出する。

それでも4名に満たない場合は不足数を新年度役員の中から3役候補として選出し、話し合いにより決定する。話し合いが不調の場合は抽選により役職を決定する。

但し、事前に「除外申請」を申し立て、選挙管理委員会が承認した場合、抽選による選出から除外することができる。

以下、会計・会計監査、各部長に於いて準用する。

- ④副会長の役割について

・会長代行を担うと共に、建築協定・市境対策・選挙管理の各委員長、藤沢市関連担当（社体協、大庭地区防災対策協、滝の沢地区避難協）など、会長が担当していた職務を分担して担う。更にB地区連絡協議会、他の必要な役割を担う。

（3）会計・会計監査の選出

上記3役の選出方法に準ずる。但し、③の3役を会計グループ、4名を3名に、と読み替える。

（4）部長及び部員の選出

- ①部長の立候補者が1名の場合は、立候補者を部長とする。

- ②部長の立候補者が1名を超えた場合は、話し合いにより決定する。

なお、話し合いが不調の場合は、抽選により決定する。

- ③部長の立候補者がいない場合は同部員の立候補者も含め、部長を足した定員数を抽選により選出し、話し合いで部長・部員を決定する。

なお、話し合いが不調の場合は、抽選により決定する。

（5）その他

事業運営委員の選出方法に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会の決定に従うこととする。なお、事業運営委員の決定後は特段の理由がない限り、異議を申し立ててはならない。

<改正>

1. 昭和54年4月 8日 規約一部改正実施
2. 昭和57年4月18日 規約一部改正実施

3. 昭和58年4月17日 規約一部改正実施
4. 昭和59年4月 8日 規約一部改正実施
5. 昭和60年4月14日 規約一部改正実施
6. 平成 4年4月 5日 規約一部改正実施
7. 平成 6年4月 3日 規約一部改正実施
8. 平成 7年4月16日 規約一部改正実施
9. 平成 9年4月 6日 付則第4条(4)一部削除
10. 平成 9年4月 6日 付則第4条(4)①一部変更
11. 平成12年4月 7日 規約一部改正 第6章第23条追加
12. 平成13年4月 1日 規約一部改正 第2章第5条、第2章第20条
13. 平成13年4月 1日 付則第4条(2)変更
14. 平成17年4月 3日 付則第4条(4)一部変更
15. 平成19年1月14日 規約一部改正
16. 平成19年1月14日 付則一部改正 第4条、第5条
17. 平成21年2月21日 規約第16条(4)追加
18. 平成23年2月19日 付則第5条3の一部変更
規約第15条の修正
(平成21年度決定事項に従い下記修正)
付則第5条(2)⑤の削除及び(4)項の一部削除
19. 平成24年4月1日 規約一部改正 第5章第13条の一部改正
20. 平成26年3月23日 付則(解釈例規)第4条3.(2)一部追加
21. 平成28年10月16日 付則第5条「事業運営委員選出内規」の一部改正
22. 平成28年11月20日 規約第2章第6条(2)の改正
23. 平成29年4月9日 規約第2章第6条(2)の改正
同 3項及び7項の一部追加
規約第6章第19条 一部追加
付則第3条 追加
付則第4条(2)の改正
24. 平成29年12月3日 規約第5章第14条の一部改正

以 上

選挙管理委員長殿
(平成 年度役員経由)

申 し 立 て 書

私は、平成 年 月 日（日）に開催されます事業運営委員選挙において、万一、会長、副会長、各部長に選出された場合は、下記の理由によりその任務を全うすることができず、ご迷惑をお掛けすることになりますので、除外していただきたく申し立て書を提出致します。

申し立て理由

街区番号 — B — —

氏名 _____ 印

電話番号 _____

注) この申し立て書は、平成 年 月 日 17:00までに現役員経由で選挙管理委員長まで、ご提出願います。

湘南ライフタウンB地区自治会連絡協議会運営規則

(総 則)

第1条 湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会規約付則第2条に基づき、下記のとおり「湘南ライフタウンB地区自治会連絡協議会」(以下「本協議会」という。)を設置するものとする。

(構 成)

第2条 本協議会は、両自治会の会長・副会長・総務部長(以下三役という。)、にて構成される。

(召 集)

第3条 本協議会は、両自治会のいずれかの会長の申し出により、両自治会長が必要と認めたとき、両自治会役員の上役を召集し、開催する。
2. 必要に応じて関係担当部長の出席を要請できる。

(運営事項)

第4条 本協議会運営事項は、次に掲げるものとする。
(1) 集会場の運営及び維持管理
(2) 公園の清掃
(3) 防犯灯の維持管理
(4) 交通事故の防止に関すること
(5) その他必要事項

(所 轄)

第5条 本協議会の自治会に於ける所轄は、両自治会総務部とする。

<改正>

1. 平成8年2月11日 第2条、第3条、第5条一部変更、第4条全文削除
2. 平成19年1月14日 第3条一部変更

湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会 集会所運営・使用規程

第1条（目的）

本規程は、湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会（以下「両自治会」という）集会所の円滑な運営及び維持管理を図ることを目的とする。

第2条（使用目的）

集会所は、自治会の会員に広く開放し、自治会規約第4条の目的に添うべく、次の使用に供する。

- （1）会員を主対象とする公的機関の要請に応じる場合
[選挙投票所開設、住民説明会等]
- （2）自治会規約にもとづく諸活動
[総会、役員会等]
- （3）前記（2）に準ずる公的諸活動
[市行政等が参加する防災訓練・講習会等]
- （4）前記（2）（3）に準ずる諸活動
[自治会部会、課題解決のためのプロジェクトの会合等]
- （5）自治会が許可する会員相互の諸活動・会議等
[ひまわり会、仲間の会等]

第3条（優先順位）

- （1）第2条（使用目的）に優先順位を附する。
- （2）第2条（使用目的）に附された番号の昇順に使用の優先上位とする。
- （3）重複申込みが生じた場合、使用目的の優先順位、申込み受け順等を考慮し、集会所運営担当が調整する。
- （4）前項において両自治会間に亘る場合は両自治会の総務部長が調整する。

第4条（使用の制限）

- （1）使用の目的が自治会規約第4条（目的）に反するときは、その使用を禁止する。
- （2）営利目的、学習塾、私宴等の個人的な使用は禁止する。
- （3）極度の騒音を発したり、近隣の良い生活環境を損なうような活動は禁止する。
- （4）使用時間は原則として午前8時から午後9時の間までとする。
上記以外の時間帯に使用する場合は事前に総務部長の承認を必要とする。

第5条（使用手続）

- （1）集会所の施設を使用しようとする場合は、「集会所使用申込書」に必要事項を記入の上、申込時期に担当している自治会の集会所運営担当に提出し、許可を得るものとする。
- （2）提出された使用申込書の内容が、第2条（使用目的）及び第4条（使用制限）

- に違反せず妥当であると認められた場合、「集会所使用許可書」を交付する
- (3) 使用の申込みは使用日の2ヶ月前からとし、受付は先着順とする。
 - (4) 第2条(使用目的)(2)～(4)の会長が自ら招集する諸活動ための使用の場合は手続きを省略できるものとする。
 - (5) 第2条(使用目的)のうち自治会が許可する諸活動・会議等は「年間活動計画」で集会所使用を確認し、集会所運営担当に年間使用予約を申込みることができる。

第6条(使用の取消し)

総務部長は次の事項に該当すると認めたときは、使用の取消し、または禁止することができる。

- (1) 公的機関からの集会所の使用要請、指示を受けたとき。
- (2) 緊急または、施設管理上必要のあるとき。
- (3) 使用者が第4条(使用の制限)及び集会所運営担当の指示に従わないとき。

第7条(使用料)

自治会の諸活動・会員相互の諸活動による集会所の使用は無料とする。

第8条(損害賠償)

使用者が故意または、過失により集会所の諸施設等を破損または汚損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

第9条(会員外の使用)

会員と共に会員外の者が集会所を使用することができる。会員外の者は本規程を遵守しなければならない。

第10条(その他)

- (1) 本規程に疑義が生じたり、必要な事項があれば、両自治会の連絡協議会で協議し、調整する。
- (2) 本規程のほか必要事項は総務部長が役員会の承認を得る。

(付則)

- (1) 平成25年4月7日以降発効する。
従来の「集会所運営要綱」では実態にそぐわないところや、今後の利便性の向上等を検討し、両自治会の合意に基づいて全面的改編となる「集会所運営・使用規程」を定めた。
- (2) 本規程の発効をもって、昭和53年4月1日付「湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎・藤沢自治会 集会所運営要綱」を廃する。

<改正>

1. 昭和55年 4月 1日 一部改正 第3条、第6条
2. 昭和55年12月14日 一部改正 第3条
3. 昭和60年 4月 1日 一部改正 第6条
4. 平成 9年 4月 6日 全文削除 第6条(2)
5. 平成 9年 4月 6日 一部削除 第6条(2)(3)(4)(5)(6)の
冬期以下及び(6)の(注)
6. 平成12年 4月 7日 一部改正 第6条の但し書追加
7. 平成19年 1月14日 一部改正 第3条、第4条、第5条、第8条
8. 平成19年 1月14日 一部改正及び削除 第6条
9. 平成25年 4月 7日 一部改正 第1条、第2条、第3条(第4条とする)、
第4条(第5条とする)、第6条(第7条とする)、
第7条(第8条とする)第8条(第9条、第10に
分割)
全文追加 第2条の後に優先順位を第3条として挿入

集会所のあり方検討委員会（仮称）

弔事規程 (弔慰金取扱い)

1. 目的

この取扱いは自治会員または、その親族の死亡に対する弔慰金について定める。

2. 適用

この取扱いは、本会規約第1章第3条に定める会員および、その親族に適用する。

3. 弔慰金

会員またはその親族が死亡したとき、表1の(1)に定める区分により弔慰金(香典)を交付する。

	会員 (世帯主)	配偶者	その他の同居家族
(1)	10,000円	10,000円	5,000円

4. 返礼品

自治会は支払った弔慰金についての返礼品はこれを受け取らないものとする。

以 上

(付則) 昭和54年4月8日より実施

<改正>

1. 昭和55年5月より3項を一部変更
2. 昭和58年4月より3項, 4項を一部変更
3. 平成9年4月より3項(2), 4項を削除
4. 平成21年2月4項追加

自治会自主防災隊規程

(名 称)

第一条 この隊は、湘南ライフタウンB茅ヶ崎自治会防災隊と称す。

(事務所の所在地)

第二条 この隊の本部(事務所)は、湘南ライフタウンB茅ヶ崎自治会集会所に置く。

(目 的)

第三条 この隊は、住民の隣保共同の精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ること、並びに地震被災時等避難所生活を余儀なくされる場合を想定し、主体的に共同生活に参加し、秩序ある生活が図れるよう諸活動にスムーズに参加できるようにするものである。

(事 業)

第四条 この隊は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- ②地震などの災害予防に関すること。
- ③警戒宣言発令時および地震など災害発生時における、情報の収集伝達に関すること。
- ④地震など災害発生時における初期消火・救出救護・避難誘導・給食給水などの応急対策に関すること
- ⑤防災資機材の備蓄・保管管理に関すること。
- ⑥防災訓練の実施に関すること。
- ⑦その他、この隊の目的達成のため必要な事項

(構 成)

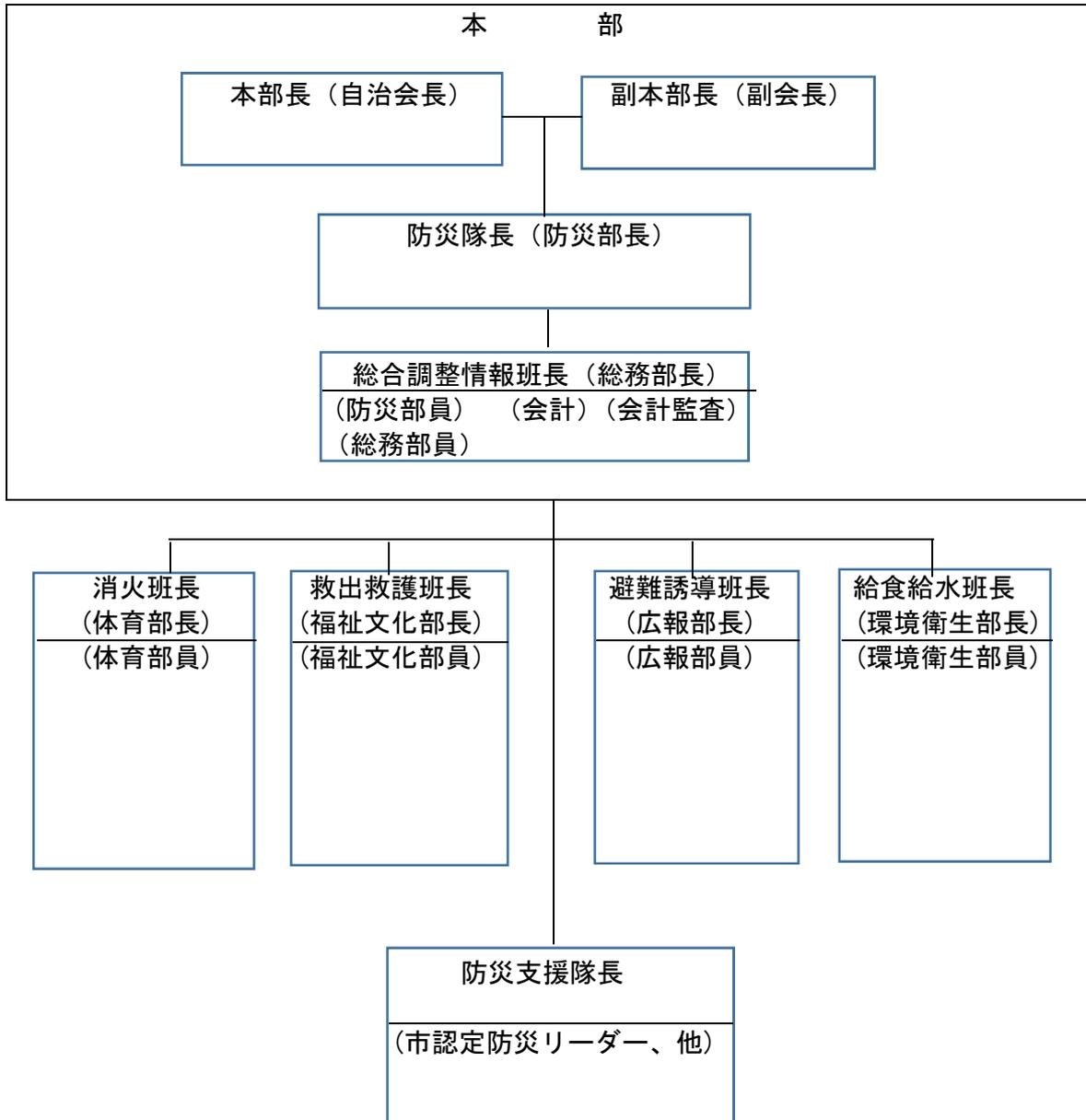
第五条 この隊は、湘南ライフタウンB茅ヶ崎地区住民をもって構成する。

(組 織)

第六条 この隊の組織は次の通りとする。

1. 本部長(自治会長)、副本部長(副会長)、隊長(防災部長)、総合調整情報班長(総務部長)で自主防災本部を組織し、司令塔の役割を担う。
2. 隊は5つの班と1つの隊で構成される。
 - ①総合調整情報班(防災部、総務部、会計、会計監査)
 - ②消火班(体育部)
 - ③救出救護班(福祉文化部)
 - ④避難誘導班(広報部)
 - ⑤給食給水班(環境衛生部)
 - ⑥防災支援隊(市認定防災リーダー、他)
3. 5つの班長には班の構成により、各部長がなり、班員は構成にもとづき、その任にあたる。

茅ヶ崎自治会自主防災隊組織



(隊員の任期及び承認)

第七条 この隊の任期及び承認を次のように定める。

1. 隊員の任期は1年とする。又、本人の申出、又は希望により、防災支援隊に参加出来る。
2. 防災部長は年度初期に防災隊組織表を作成し、役員会の承認を得る。

(隊員の任務)

第八条 本部長は隊を代表し隊務を統括する、副本部長は本部長を補佐し、状況によっては本部長に代わって隊務を代行する。

1. 隊長は初動期の消火、救出救護の各班を統括すること、並びに混乱期～復旧期の避難誘導、給食給水の各班を統括し各班に活動を要請する。
2. 総合調整情報班長は防災隊本部において、隊長を補佐し、情報収集、現場への伝令緊急項目への対応などを行う。
 - 2) 避難所における避難者名簿作成・管理を行う。
 - 3) 自主防災隊の会計経理及び防災資機材等物品の出納管理を行う。
 - 4) 初動期にあつては本部長、副本部長、隊長と連絡調整し、行政、警察、消防からの情報を迅速に各班に伝達し、混乱の鎮静化に努める。混乱期～復旧期にあつては各班の情報収集に努める。
 - 5) 国民保護法による情報、災害時要援護者の情報等が関係班の間で円滑に、迅速に伝わるように努める。
3. 消火班長は班員を指揮し、近隣住民の協力のもと火災発生時の初期消火に努める。
4. 救出救護班長は班員を指揮し、災害発生時に被災者の避難支援と救出を行う(要介護者、高齢者等の情報を日頃より把握し、スムーズな態勢がとれるようにする)。負傷者に対しては、出血、骨折などの度合いに応じて、蘇生等の応急措置、病院への搬送などの救護活動を行う。
5. 避難誘導班長は班員を指揮し、被災者を一箇所に集合させ一次避難場所へ誘導する。又、避難ルート・災害マップ等の作成を行う。
6. 給食給水班長は班員を指揮し、行政の支援があるまでの間(約3日間)、及びその後の食料・水確保の情報収集に努める(食料・水確保は各自が準備をすることを原則とする)。又、避難所における食料配布、炊き出し並びにその設営、飲料水支給、プールの水のろ過設営などの支援に努める。
7. 前項1～6に関わらず、災害発生直後の初動期は自主防災隊及び近隣住民全員が一致協力して消火・救出・救護等を行うものとする。
8. 前項1～6に関わらず、初動期以降に於いても、各班の相互支援が行えるよう、流動的な柔軟性のある活動・組織化を図ることも可能とする。
9. 防災支援隊は、自主防災活動を支援するとともに防災部長を補佐する。

(運 営)

第九条 本部長は随時、副本部長・隊長・班長・班員に対して、防災会議を召集することができる。防災会議では必要事項を審議すると共に、お互いの意思疎通を図る。

2. 年1回以上は自主防災訓練を実施し、防災意識の啓発・高揚に努める(ほかに必要とあれば非常食試食会、防災講演会、防災センター見学会、

- 起震車体験など随時企画し、実施するものとする)。
3. 防災支援隊については覚書により運営、予決算については防災部で管理する。
 4. 防災資機材を随時点検し、年1回以上は備蓄品倉庫の補充・整備を行う。

(経費)

第十条 自主防災組織および防災支援隊の運営経費は、自治会費その他によって予決算を行う。

(会計年度)

第十一条 この隊の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

[付則]

1. この規定は、平成11年10月31日から実施する。
2. この規定の改正及び廃止は運営委員会により議決するものとする。

<改正>

1. 平成12年4月7日 改正 (総会承認)
2. 平成13年4月1日 一部改正 規約第5条の改正に基づく (総会承認)
3. 平成17年5月21日 一部整備改正 第四条⑥、第六条、第七条、第八条11項 (総会承認)
4. 平成19年1月14日 一部改正 第四条、第六条、第七条、第八条、第九条
5. 平成25年4月7日 一部改正 防災隊組織
6. 平成26年3月23日 一部改正 防災隊組織 第六条、第七条、第八条、第九条、第十条

湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会 市境界対策委員会規程

(目 的)

第1条 本委員会は、藤沢市都市計画事業西部土地区画整理事業および茅ヶ崎市都市計画事業堤地区土地区画整理事業の完了後に予定されている藤沢市と茅ヶ崎市との間の市境変更に伴い生ずる諸問題を解決するため調査、検討および連絡、調整を行うことを目的とする。

(組 織)

第2条 本委員会は、自治会副会長を委員長とし、若干名の委員をもって構成する。委員若干名の中には、自治会会長、会計、環境衛生部長、広報部長を含むものとする。

委員長は委員の推薦名簿を提出し、自治会役員会で承認を得る。

(委員長の任務)

第3条 委員長は委員会を代表し、次のことを行うものとする。

1. 委員会を召集し、これを司会する。
2. 委員会の審議事項および決定事項を自治会役員会に報告する。

(委員の選出および任期)

第4条 委員の選出および任期は次のとおりとする。

1. 委員は立候補者を含め委員長が推薦し、役員会の承認を得て選出される。
2. 委員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。
ただし、再選は妨げない。

(専門委員の委嘱)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員とは別に専門委員を委嘱することができる。

(委員会の運営)

第6条 委員会で議決を要する場合は、出席委員の3分の2以上により決定する。

(会員の委員会への参加)

第7条 委員長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て会員は委員会に出席し、発言することができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改正および廃止は、役員会の3分の2以上をもって決定する。

(付 則)

第1条 この規程は、昭和55年5月1日より実施する。

<改正>

1. 昭和59年4月21日 一部改正
2. 平成19年1月14日 一部改正

文 書 保 管 規 程

本規程は、B地区茅ヶ崎自治会の運営管理に必要な規約、規程、運営規則、管理要綱、事業計画、事業報告、出納簿、各年度総会資料、行政・団体協議会関係、及びその他重要文書、並びに、各部活動計画、活動報告、議事録、報告書、連絡票、依頼書、及びその他一般保管文書について、その重要度、必要性に応じた文書の保管について定める。

1. 保管文書の分類基準及び登録

1-1 分類基準「第Ⅰ種」

- 1) 自治会規約、連絡協議会運営規則、集会所使用要綱、弔事規定、自主防災隊規定、防災計画、市境対策委員会規定、建築協定書、建築協定運営要綱、その他自治会内重要文書 等。
- 2) 各種契約書、覚書、請願・陳情書、行政の公文書(決裁決定書等)、その他外部機関関係文書 等。

3) 登録

付表—1「第Ⅰ種保管一覧表」に文書名を登録する。

1-2 分類基準「第Ⅱ種」

- 1) 各部関連の地区連合会、協議会、委員会他外部機関関係文書 等。

2) 登録

付表-2「第Ⅱ種保管一覧表」に文書名を登録する。

1-3 分類基準「第Ⅲ種」

1) 一般保管文書

- 2) 各部発行の開催通知、案内、依頼、報告、議事録、会議資料、各部行事計画、等。

3) 登録

付表-3「第Ⅲ種保管一覧表」に文書名を登録する。

2. 管理文書の保存年限

2-1 分類基準「第Ⅰ種」は15年とする。ただし、期間満了前に役員会の過半数の議決がなければ更に10年延長されるものとし、事後も同様とする。

2-2 分類基準「第Ⅱ種」は2年とする。

2-3 分類基準「第Ⅲ種」は1年とする。

3. 保管方法

原則として電子媒体(CD-R、FD)による保管とする。ただし、電子媒体による保管が適応でない場合は適切な方法による。

4. 保管管理部門及び保管場所

4-1 分類基準「第Ⅰ種」については総務部を保管管理部門とする。

4-2 分類基準「第Ⅱ種」および、分類基準「第Ⅲ種」については、各部を保管管理部門とする。

4-3 保管場所は、B地区自治会集会所B地区茅ヶ崎保管庫内とする。

<付則>

1. 平成19年1月14日 制定
2. 平成19年1月14日 発効

湘南ライフタウン堤地区建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第69条の規定及びこれに基づく茅ヶ崎市建築協定条例（昭和51年茅ヶ崎市条例第24号）第2条の規定に基づき、建築物に関する必要な事項を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、法及び同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の例による。

(名称)

第3条 この協定書は、湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎地区建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、第6条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「所有者等」という。）全員の合意により締結する（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定の変更・廃止)

第5条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

2. この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(協定区域)

第6条 協定の区域は、別紙の図面および協定区域地番表による。

(建築物等の制限)

第7条 前条に定める区域内の建築物の位置・構造・用途・形態・意匠および建築設備に関しては、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は、共同住宅および寄宿舎は、これを建築することができない。
- (2) 階数は地階を除き、2以下とすること。
- (3) 敷地の地盤高は、当該建築協定時の地盤高とすること。
- (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.20メートル以上とすること。ただし、建築協定運営委員会が別に定めるところにより、土地の形状等によっては、外壁の後退距離について一部緩和することができる。なお、建築基準法施行令第135条第5項の規定に適合するものであれば、この限りではない。
- (5) 1区画の宅地の面積は、165平方メートル以上とすること。
- (6) 建築物の敷地における環境保全に関し必要な事項は建築協定運営委員会が別に定める。

(7) 第7条各項について、建築協定運営委員会が定めた事項は、自治会役員会において審議・決定し、総会において承認を得なければならない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、認可公告のあった日から15年とする。
ただし、期間満了時に第5条第2項に規定する廃止の認可を受けないときは引き続き15年の有効期間をもって更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、認可公告のあった日以後において、当該建築協定区域内の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(違反者の措置)

第10条 第7条の建築物の制限に違反のあった場合、第13条に規定する委員長は、第12条で規定する委員会の決定に基づき当該所有者等に対して工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって、相当の猶予期間を付して、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができるものとする。
2. 前項の請求があった場合には、当該所有者等はただちにこれにしたがわなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。
2. 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該所有者等の負担とする。

(委員会)

第12条 この協定の運営に関する事項を処理するため、建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は自治会副会長を委員長とし、若干名の委員をもって構成する。
委員若干名の中には、自治会会長、会計、総務部長、環境衛生部長を含むものとする。
委員長は委員の推薦名簿を提出し、自治会役員会で承認を得る。
3. 委員長は選出された委員の中から会計担当を指名することができる。
会計担当は委員会の経理に関する業務を行う。
4. 委員長は委員会を代表して、随時自治会役員会、ならびに年1回総会において現状を報告する。
5. 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
6. 委員は再任されることができる。
7. 自治会が必要と認めるとき、委員とは別に専門委員を委嘱することができる。

(専門委員)

第13条 専門委員（以下「建築協定アドバイザー」という）はこの協定の運営に困難が生

- じたとき、意見、助言を行う。
2. 建築協定アドバイザーは建築分野の専門家であり、自治会の推薦または公募により選任される。
 3. 建築協定アドバイザーの任期は、特段の理由がない限り継続とする。
 4. 建築協定アドバイザーの人数は2～3名とし、欠員が生じた場合は随時補充することができる。

(補 則)

第14条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、議事ならびに委員に関する必要な事項は、別に建築協定運営要綱において定める。

(付 則)

第15条 この協定は認可公告のあった日から効力を発する。

2. この協定書は3部作成し、1部を茅ヶ崎市長に提出し、1部を委員長が保管し、他の1部を協定者が保管する。

上記の建築協定を締結することに同意します。

平成 4年 4月12日

<土地所有者等>

住 所	氏 名	印

建築協定運営要綱

1. 本建築協定書第7条第4項のただし書きの規定に基づき、建築協定運営委員会は外壁の後退距離について次のとおり一部緩和する。
 - (1) 道路の隅切り部分についての道路境界線は、隅切りがないものとみなす。
 - (2) 相対する敷地境界線（道路境界線も含む）の長さがそれぞれ12.0メートル未満の部分については、外壁の後退距離が、1.20メートル以上とあるのを、1.00メートル以上と読みかえる。
2. 本建築協定書第7条第6項の規定に基づき、環境保全に関する必要な事項を次のとおり定める。
 - (1) 敷地境界の囲線については、風致を損なわないよう生垣または透視可能な柵とし、土・石・コンクリート等の塀は、地盤面より40センチメートルを越えてはならない。ただし、柵等の支柱としての使用はこの限りではない。
 - (2) 前項の規定により外壁後退して生じた敷地の周囲の空き地は、環境に応じた植栽等によって緑化をはかり、良好な住環境の維持に努めるものとする。
 - (3) 建築物の形態、色彩等の意匠については良好な住宅地景観を形成するよう留意するものとする。
 - (4) この要綱に定めるもののほか、特に必要と認める事項については、建築協定運営委員会（以下「委員会」という）において決定するものとする。
 - (5) 前項による委員会決定事項は、自治会役員会において審議・決定し、総会において承認を得なければならない。

<改正>

1. 平成19年1月14日 一部改正
2. 平成24年4月1日 12条「建築協定アドバイザー制度導入」追加
3. 平成25年4月7日 一部改正 第12条、第13条、第14条、第15条
4. 平成26年3月23日 一部改正 第13条3.

協定区域地番表

茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業

街区 番号	画 地 番号
B- 6-2	24
B- 7-2	18~19
B-11-2	1~14
B-12	1~20
B-13	1~16
B-14	1~22
B-17-2	1~ 5, 16~22
B-17-3	13~14
B-18-2	1~16
B-19	1~ 9
B-20	1~ 9
B-21	1~16
B-22	1~20
B-23	1~16
B-24	1~21
B-25-2	1~ 2, 27~28
B-26-2	1, 20~21
B-27-3	1~31
B-28	1~20
B-29	1~12

街区 番号	画 地 番号
B- 31	1~ 4
B- 32	1~17
B- 33	1~25
B- 34	1~14
B- 35	1~22
F- 8	1~16
F- 9	1~16
F-10	1~16
F-11	1~16
F-13	1~16
F-14	1~16
F-16	1~18
F-17	1~18
F-18	1~18
F-19	1~18
F-20	1~ 9
F-21	1~ 9
F-22-2	1~18
F-23-2	1~ 8, 12~18
F-24-2	1~ 6, 14~18
F-25-2	1~ 3